

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年4月28日	丹後海陸交通株式会社(法人番号 1130001040543) 代表者廣瀬一雄	京都府宮津市宇新浜1991 番地1号	本社営業所	京都府与謝郡与謝野町上山田641番 地1号	輸送施設の使用停止(70日 車)	道路運送法第27条第3項	令和3年12月22日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点検整 備関係義務違反【無車検運行(道路運送車両法第 58条第1項)】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下 「運輸規則」)第45条)、(2)「旅客自動車運送事業者 が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び 監督の指針」による運転者に対する指導監督義務 違反(運輸規則第38条第1項)	15	7
令和4年4月28日	京阪京都交通株式会社(法人番号 4130001010527) 代表者阪本和宏	京都府京都市南区東九条 南石田町5番地	西京営業所	京都府京都市西京区榎原秤谷町22番 地1	輸送施設の使用停止(60日 車)	道路運送法第27条第3項	令和4年1月6日及び同年1月24日、法令違反の疑 いを端緒として監査を実施。2件の違反が認めら れた。(1)点検整備関係義務違反【無車検運行(道 路運送車両法第58条第1項)】(旅客自動車運送事 業運輸規則(以下「運輸規則」)第45条)、(2)「旅客自 動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対し て行う指導及び監督の指針」による運転者に対す る指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	6	6